

保育園の運営に要する費用の構成(平成20年度決算)

単位:円

運営費	全体 9,383,450,677		
内訳	保護者負担分 2,132,520,834 22.7%	国負担分 917,666,345 9.8%	市負担分 6,333,263,498 67.5%

運営費	公立 5,339,044,511			私立 4,044,406,166		
内訳	保護者負担分 1,171,332,674 21.9%	国負担分 0 0.0%	市負担分 4,167,711,837 78.1%	保護者負担分 961,188,160 23.8%	国負担分 917,666,345 22.7%	市負担分 2,165,551,661 53.5%

私立保育園の運営に要する費用の内訳(平成20年度決算)

単位:円

運営費	私立保育園の運営に要する費用 4,044,406,166					
	支弁額 (国の定める最低基準に基づく保育に要する費用) 2,926,883,220 72.4%				国庫補助金 148,605,000 3.7%	市単独補助金 968,917,946 24.0%
内訳	徴収基準額=国基準		国市負担金基本額		国庫補助金 148,605,000 3.7%	市単独補助金 968,917,946 24.0%
	保育料=市が定める保護者負担金 961,188,160 23.8%	市独自の軽減 427,572,370 10.6%	国庫負担金 769,061,345 19.0%	市法定負担分 769,061,345 19.0%		

私立保育園運営費補助金の状況（平成20年度決算）

（単位：円、％）

補助項目 算定内訳	20年度決算額	支出の内訳				説明	国庫補助及び県市補助制度の変遷								
		補助単価	延人員等	補助金額											
保育園運営費補助金	1,113,321,237														
職員の処遇向上に要する費用	211,807,420						市単独補助制度 平成8年度に給与分と期末手当分を統合								
保育士等		24,840	6,175	153,387,000	職員の給与の公私間格差是正のため、正規職員の給料等に補助金を上乗せする。										
事務員等		15,440	351	5,419,440											
調理員等		14,230	726	10,330,980											
期末手当・夏分		30,000	590	17,700,000											
期末手当・冬分		41,200	595	24,970,000											
主食給食に関する調理員の雇用に要する費用	60,005,171						市単独補助制度								
正規調理員・給料		147,200	384	56,497,908	主食給食実施のために【児童福祉施設最低基準（以下最低基準という）】の調理員の配置基準を上回る人数の調理員（栄養士を含む）を雇用する保育園に対し、人件費の一部を助成する。										
臨時調理員・賃金		820	4,277	3,507,263											
					<table border="1"> <tr> <th colspan="2">調理員の配置基準（人）</th> </tr> <tr> <td>定員45人まで</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>46～150人まで</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>151人以上</td> <td>3人</td> </tr> </table>	調理員の配置基準（人）		定員45人まで	1人	46～150人まで	2人	151人以上	3人		
調理員の配置基準（人）															
定員45人まで	1人														
46～150人まで	2人														
151人以上	3人														
延長保育に要する費用	365,689,100						国庫補助制度 次世代育成支援対策交付金（事業ごとのポイントにより案分） 国庫補助額 141,738,000円								
推進分		6,778,800	31.5	208,448,100	11時間以上開所する保育所に対し補助 推進分・・・延長保育における保育士配置の充実を図り、11時間開所の始期及び終期前後の保育需要の対応推進を図る。 延長分・・・11時間を更に延長して保育を行う場合に、平均対象児童数に基づき補助。										
延長分（1時間）		平均利用	32	119,278,750											
延長分（2時間）		児童数に	9	27,796,250											
延長分（3時間）		よる	4	10,166,000											
施設の運営管理に要する費用	172,579,146						市単独補助制度								
児童（定員）分		2,430	37,908	92,116,440	各算定内訳の対象経費と積算 児童（定員） 施設維持費・賠償責任保険料・暖房費 職員分 健康診断料・退職共済掛金の事業主負担の1/2 施設整備費分 市の施設を利用する保育所は対象外										
職員分		2,187	7,838	17,141,706											
施設整備費分		1,800,000	28	50,400,000											
保育所運営管理補助金			2	12,921,000											
児童の処遇向上に要する費用	136,775,250						市単独補助制度								
総児童分		1,150	40,716	46,823,400	児童の処遇に要する費用(保育単価積算にないもの等)の一部助成。 社会福祉会計基準による資金収支計算書の事業費の部分。										
3歳未満児分		3,600	15,549	55,976,400											
3歳以上児分		1,350	25,167	33,975,450											
					各算定内訳の対象経費と積算 総児童分 ぎょう虫検査費用・教材購入費・寝具購入乾燥消毒費用・日本体育・学校健康センター掛金、その他 3歳未満児 保育単価の上乗せ 3歳以上児 主食給食の賄材料費										

補助項目 算定内訳	20年度決算額	支出の内訳				説明	国庫補助及び県市補助制度の変遷
		補助単価	延人員等	補助金額			
産休明け保育に伴う看護師の雇用に関する費用	10,915,260	164,900	4	10,915,260		産休明け保育を実施する園が看護師を雇用した場合に必要な人件費の一部を助成する。	県単独補助制度に平成6年度に市単独で上乗せ 平成8年度に県補助制度廃止、県分を含めて市単独で継続
保育所地域活動事業補助金	1,797,000		11	1,797,000		地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用することが要請されていることに鑑み、地域の需要に応じた活動をする保育所に対し補助	国庫補助制度廃止に伴い市単独で継続
予備保育士設置費補助金	129,126,500	178,600	522	129,126,500		保育士定数を超過して保育士を設置するに要する経費の一部を助成する。ただし、特別保育事業該当保育士を除く。2人まで補助。 保育士定数の算定式 ＝(乳児数*1/3)+(1・2歳児数*1/6)+(3歳児数*1/20)+(4歳以上児数*1/30)	県単独補助と市単独補助の制度から、平成15年度に県分を含めて市単独で継続
障害児保育費補助金	3,640,190						国庫補助、県補助、市補助の3区分の補助制度から平成15年度の中核市移行時に県分を含めて市単独で継続、平成20年度の国庫補助廃止に伴い、国庫分を含めて市単独で継続。平成21年度に障害児保育円滑化事業を含めて、市単独で補助制度を変更し、現在は2区分の補助制度。
特別児童扶養手当受給児童		74,140	6	444,840		「特別児童扶養手当」の支給対象障害児の保育を実施している園に障害児保育に必要な保育士配置等を行なうのに必要な経費の一部を助成する。	
身障・療育手帳保持児童		54,610	35	1,911,350		身体障害者手帳及び療育手帳の交付のみを受けて「特別児童扶養手当」の支給を受けていない児童の保育を実施している園に障害児の処遇に必要な経費の一部を助成する。	
上記以外		8,650	60	519,000		上記に定める障害児に該当しない児童で何らかの障害を持つ児童の保育を実施している園に障害児の処遇に必要な経費の一部を助成する。	
障害児保育円滑化事業		765,000	1	765,000		国の実施する保育対策等促進事業。4人以上の障害児を受け入れた保育所が対象	
乳児保育に要する費用	15,538,200	535,800	29	15,538,200		乳児の入所については、年間を通じた入所児童数の変動があることから、各々の保育所において安定的に乳児保育ができるよう、乳児保育を担当する保育士を確保しやすくすること及び設備の増設により、年度途中の需要等に対応する。対象となる保育所は、乳児の入所数が3ヶ月以上、3人以上受け入れた保育所。	国庫補助、県補助制度から平成15年度の中核市移行時に県分を市補助で継続、平成18年度国庫補助廃止により国庫分を含めて市単独で継続
休日保育事業	3,048,000	1,524,000	2.0	3,048,000		休日保育事業を実施する保育所に対し補助。	国庫補助（保育対策等促進事業費補助金） 国庫補助額 504,000円
分園推進事業	2,400,000	1,200,000	2.0	2,400,000		分園を設置している保育所に対し補助。	国庫補助（保育対策等促進事業費補助金） 国庫補助額 800,000円
一時保育事業費	80,704,000	基本分4,450,000円 利用人数×1,600円				勤労形態の多様化や傷病等による緊急時の保育、また、心理的、肉体的負担を解消するためのリフレッシュ等の保育需要に対応するための一時保育事業を実施している園	国庫補助（保育対策等促進事業費補助金） 国庫補助額 10,530,000円